

〇令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定については、内容が多岐にわたるため、ここでは主に各種資料(参考資料を含む)の掲載場所を提示します。

1. 厚生労働省ウェブサイトより

「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

改定事項の概要、改定に関する省令及び告示、留意事項等の通知、Q&Aが掲載されています。

2. WAM NET ウェブサイトより

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)の一部訂正(令和6年3月28日事務連絡)」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=20501&ct=020050010>

介護報酬請求に係る資料が掲載されています。

- ・介護給付費単位数等サービスコード表(令和6年4月及び6月施行版)
 - ・介護給付費算定の届出等に係る留意事項について
- 等の資料はここに掲載されています。

3. 全国老人福祉施設協議会ウェブサイトより

<https://www.roushikyo.or.jp/>

・「令和6年度介護報酬改定ポータルページ」

(トップページ→最新情報「令和6年介護報酬改定ポータルページ」)

一部の会員先行公開資料を除き、各種解説資料や独自にまとめた Q&A 等が公開されています。

・「LIFE 活用ポータルページ」

(トップページ→最新情報「令和6年介護報酬改定ポータルページ」→LIFE 活用ポータルページ)

LIFE の活用のあらましから基本通知やマニュアル、Q&A 等が総合的にまとめられています。

4. 福島市ウェブサイトより

・「介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaigo-k/kenko/fukusi/jigyosha/kaigojigyosha/r6housyuukaitei.html>

「令和6年度介護報酬改定について」ページ下部に、国が定める額から勘案し市町村が定めることとされている、介護予防・日常生活支援総合事業における報酬の改定内容資料を掲載しています。

・「介護予防・日常生活支援総合事業サービスについて」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tyouzyu-tiiki/kenko/fukushi/kaigohoken/kkekakushisaku/16031402.html>

サービスコード及び総合事業単位数表マスタ(CSV ファイル)を掲載しています。

※令和6年度介護報酬改定事項

【報酬改定時期】

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたことなどを踏まえ、一部のサービスで報酬改定の時期が異なります。

6月施行とするサービス

- ・居宅療養管理指導
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション

4月施行とするサービス

- ・上記以外のサービス

【施設サービス】基準費用額（居住費等）について

近年の光熱水費の高騰や在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、基準費用額（居住費）を令和6年8月から改定されます（1日あたり60円の増額）。

令和6年7月31日まで

基準費用額（居住費等・食費）（1日あたり）

標準的な費用の額	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	対象者	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	非課税世帯の老齢福祉年金受給者／生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円



令和6年8月1日から

標準的な費用の額	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	対象者	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	非課税世帯の老齢福祉年金受給者／生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

【施設サービス】多床室の室料負担について

一部の介護老人保健施設(老健)や介護医療院の多床室について、厚生労働省は室料の自己負担化を令和7年8月に導入予定です。一定の所得がある入所者に1カ月当たり8,000円相当の室料を負担してもらう方針とのことです。厚労省では、在宅との負担の公平性や各施設の機能や利用実態などを踏まえ、さらなる見直しも含め検討するとのことです。

※今回の介護報酬改定における、厚生労働省発出の「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要」を掲載します。